

展覧会用に海外から借りた美術品の損害を政府が補償!
新しい制度を文化庁担当者がわかりやすく解説!

逐条解説 美術品損害補償法

編著/美術品損害補償法研究会

A5判・定価3,000円(本体 2,857円+税) 送料290円 ※定価は5%税込価格です。

平 成23年4月に制定された「展覧会における美術品損害の補償に関する法律(同政令、省令)」を逐条で解説しています。

補 償内容や申請手続き、損害への評価など、説明会での照会も含め、Q&A方式でわかりやすく説明しています。

美 術館やマスコミの文化事業部などの展覧会担当者、都道府県・市町村の文化行政担当者、大学等の学芸員養成課程の教授や学生、民間の損害保険会社にとって必携の書です。

刊行に寄せて

美術品損害補償法は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の直後、国会で審議・可決され、同年4月4日に公布、6月1日に施行されました。震災後の数ヶ月間、我が国の状況が非常に心配されたことから、海外から日本への美術品の貸出しがキャンセルされたり、美術品保険の地震補償が断られたりすることがありました。このような中で、長年の懸案であった、政府が美術品の安全管理や損害に責任を負うという本法は、誠に時宜を得たものとなりました。

私は、文化の振興にあたっては、世界との交流が非常に重要であると考えています。文化や文明は、異なるものとの絶えざる接触と相互刺激によって初めて発展します。世界のアーティストや作品を日本に呼び込むことで、国民の多くが刺激を受け、豊かなインスピレーションを得ることにより、より高次の文化的な創造活動が展開されることとなります。美術品損害補償法により、海外からの美術品の貸借が促進されるとすれば、このような国際文化交流を通じた文化の創造と発展に大きな効果を発揮することになるでしょう。

そのような折、美術品損害補償法の立案に直接携わった関係者による美術品損害補償法研究会から、『逐条解説 美術品損害補償法』が発刊されることになりました。本書により、本法の意義や目的を多くの方にご理解いただき、美術展覧会をはじめとする今後の文化活動が一層充実することを期待しています。各方面の関係者の方々に積極的にご活用いただければ幸いです。

最後に、本書の印税は、東日本大震災によって被災した文化財の救援を行う文化財レスキュー事業に寄附されることを申し添えます。

平成23年9月
文化庁長官 近藤 誠一

目次

刊行に寄せて
はじめに

第一章 総説

- I 制度検討の背景
- II 制度創設の経緯
- III 各国における美術品補償制度
- IV 美術品補償制度の内容

第二章 逐条解説

- I 法律
 - 法律の概要
 - 法律事項
 - 契約方式を採る理由
 - 逐条解説
- II 政令
 - 政令の概要
 - 逐条解説
- III 省令
 - 省令の概要
 - 逐条解説

第三章 美術品補償制度 Q&A

<総論>

- Q1 美術品補償制度とは、どのような仕組みの制度ですか。
- Q2 美術品補償制度による具体的なメリット・効果は何ですか。
- Q3 保険料の軽減効果は、どの程度見込まれますか。
- Q4 今後、補償範囲を拡大する（50億円を引き下げる）予定はありますか。

<補償内容>

- Q5 美術品補償制度の具体的な補償内容を教えてください。
- Q6 美術品の所在地からコンディション・レポートを作成する美術館までの輸送は、補償期間に入らないのでしょうか。
- Q7 コンディション・レポートを個人コレクターが作成しても構わないのでしょうか。
- Q8 美術品補償制度では、地震・テロ部分の

民間保険を国内の作品であっても掛けなければならないのでしょうか。

- Q9 美術品補償制度による補償証明書と民間保険会社の契約書のどちらを美術品の所有者（貸与者:lender）に提出すべきでしょうか。

<要件等>

- Q10 美術品補償制度には、どのような要件や義務があるのでしょうか。
- Q11 対象となる美術品には、何か制限はあるのでしょうか。
- Q12 出資比率に応じて利益を分配する実行委員会形式による展覧会の開催は、利益目的を禁じた要件に違反しないのでしょうか。
- Q13 展覧会の開催実績がない新設館や改修館のオープニング展覧会は、補償対象にできないのでしょうか。

<申請・審査>

- Q14 美術品補償制度の適用を受けるためには、どのような申請手続が必要ですか。
- Q15 申請資料の収支予算書は、主催者が複数いる場合や実行委員会を設けた場合、どのように作成すればいいのでしょうか。
- Q16 申請資料の一部が提出できない場合、申請できるのでしょうか。
- Q17 提出した申請書は秘密扱いにされるのでしょうか。
- Q18 文化審議会における審査は、どのような人がどのように行うのですか。
- Q19 年間何件程度の展覧会が対象になる見込みですか。
- Q20 展覧会の要件等を満たせば、必ず制度が適用されるのでしょうか。

<主催、共催、巡回等>

- Q21 主催者とは、どこまでの範囲を指すのでしょうか。
- Q22 共催展や巡回展の場合、申請書の提出方法はなるのでしょうか。
- Q23 共催展や巡回展の場合、政府との補償契約の主体は誰がなるのでしょうか。
- Q24 巡回展において、一部の巡回地が施設要件を満たしていない場合、この施設の間だけを除いて、制度の対象とすることは

可能でしょうか。

- Q25 海外巡回展の場合、補償期間を柔軟に設定することは可能でしょうか。

<損害等>

- Q26 美術品の全損の定義を教えてください。
- Q27 残存物を必ず美術品の所有者に返却することはできないのでしょうか。
- Q28 評価額の減少（格落ち）の額の算定はどのように行われるのでしょうか。また、その額が美術品の所有者と折り合わなかった場合はどうなるのでしょうか。
- <その他：第三者評価、差押え禁止、契約の修正>
- Q29 申請書の評価額の記載は必須でしょうか。また、第三者評価を学芸員が行っても構わないのでしょうか。
- Q30 美術品補償制度の申請と併せて差押え禁止等の申請を行う場合は、どのように申請すればよいのでしょうか。
- Q31 具体的な補償内容を定める補償契約約款の修正は適宜可能でしょうか。

第四章 関連資料等

- 展覧会における美術品損害の補償に関する法律
- 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令
- 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則
- 展覧会における美術品損害の補償に関する法律等の施行について（通知）
- 関連法令
 - ・海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律
 - ・海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行令
 - ・海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則
 - ・外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（抄）
 - ・文化芸術振興基本法（抄）
 - ・博物館法（抄）
 - ・博物館法施行規則（抄）

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール（通話料無料）
電話受付時間：平日9時から17時

TEL：0120-953-431
FAX：0120-953-495

Web
サイト

URL：http://gyosei.jp

キリトリ線

逐条解説 美術品損害補償法

A5判・定価3,000円(本体2,857円+税)送料290円 ※定価は5%税込価格です。コード 5107801-00000 美術品補償

◎上記のとおり申し込みます。

御住所（〒 _____）

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〔社費・公費・私費〕

フリガナ
御氏名

TEL _____

e-mail _____

新刊情報を（希望する / 希望しない）

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。

●取扱者



株式会社 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 〒104-0061
本部 東京都江東区新木場1-18-11 〒136-8575
TEL：0120-953-431/FAX：0120-953-495

URL：http://gyosei.jp